

「バイ・ふじのくに」個別商談会及び山梨県直売会業務仕様書

1 業務名

「バイ・ふじのくに」個別商談会及び山梨県直売会業務委託

2 業務実施期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

3 目的

山梨県は、新型コロナウイルス感染症の影響で販売に苦慮している農家などの事業者を支援するため、静岡県呼びかけに賛同し、令和2年5月から両県産品の購入や施設の利用で相互に助け合う「バイ・ふじのくに」キャンペーンを展開している。

象徴的な取り組みとして、物産市を相互に開催し、好評を得ている。さらなる販路拡大に向けて、山梨・静岡両県の「バイ・ふじのくに」域内で、民間主導での物と人の交流を活性化し、静岡県での新たな販路の開拓を支援する必要がある。

このため、静岡県内のバイヤーと山梨県内の農畜水産物等のサプライヤーの個別商談会（マッチングイベント）を開催し、新たな販路開拓の場を提供する。さらに、静岡県内の量販店において山梨県内で生産された農畜水産物、加工品等の直売（フェア）を開催し、山梨県の農畜水産物等のPRを行うとともに、商品に対する量販店の要望等を調査分析し、販路拡大につなげる。

4 業務の内容

受託事業者は、次に掲げる4-1並びに4-2の（1）及び（2）の項目について山梨県と事前に協議の上、委託業務を実施すること。

なお、本仕様書に記載のない事項については、委託業務の受託事業者として決定した際の企画提案書等の事項のうち、山梨県の指示するものについては契約書（仕様書）に追記する。

4-1 個別商談会に係る業務の内容

（1）個別商談会の企画

①バイヤーの選定

ア バイヤーは、山梨県産の農畜水産物等の取扱いに意欲的であり、顧客層、商品特性、食品販売高、店舗数・エリア及び知名度等を総合的に勘案し、山梨県産品の認知度向上、需要喚起及び販路開拓に高い効果が見込まれる食品関連の企業とすること。

イ バイヤーは、静岡県内に本社が所在する企業であること。

②サプライヤーの募集

ア 商品を提案するサプライヤーは、山梨県に所在する者とし取扱商品は、山梨県産の農畜水産物及びその加工品とすること。ただし、「やまなしジビエ」認証商品を含むものとする。

イ ウェブや紙媒体等を活用し、広くサプライヤーを募集すること。

ウ 応募のあったサプライヤーの名称、住所、連絡先、商品名、商品の提供可能時期、希望小売価格その他商談に必要な情報をまとめた商談会シートを作成すること。ただし、応募に際しサプライヤーに記入させることとしても差し支えないものとする。

エ 作成した商談会シートをバイヤーに送付し、商談会に参加するサプライヤーの選定を行うこと。

オ 応募のあったサプライヤーの中から、バイヤーが要望する商品を提供できる者を、商談会に参加するサプライヤーとして、商談会開催当日の1週間前までに決定しておくこと。

(2) 個別商談会の運営・開催

ア 開催場所や時期等について、事前に山梨県と協議の上、商談会を2回開催すること。

イ 商談会参加決定サプライヤーに対し、商談会開催日時、開催場所、商談会当日スケジュール、注意事項その他商談会参加に必要な事項を案内すること。

ウ 商談会参加サプライヤーに商品サンプル、リーフレット、その他商談に際し参考となる物品等がある場合は、商談会参加サプライヤーから当該物品等を取りまとめ、バイヤーに送付すること。ただし、商談会参加サプライヤーが直接バイヤーに送付することとしても差し支えないものとする。

- エ 商談会に必要な機材、運営に要するスタッフ、商談会会場の確保、商談会開催に係る事務手続、その他商談会開催に必要なとなる一切の手配をすること。
- オ 商談会については、対面での開催に加え、必要に応じてオンライン形式での開催を実施すること。
- カ 商談会に参加したバイヤー及びサプライヤーに対しアンケートを実施すること。

4-2 山梨県直売会に係る業務の内容

(1) 山梨県直売会の企画

①量販店の選定

ア 量販店は、主に食品を販売する店舗とし、山梨県産の農畜水産物等の取扱いに意欲的であり、顧客層、商品特性、食品販売高、店舗数・エリア及び知名度等を総合的に勘案し、山梨県産品の認知度向上、需要喚起及び販路開拓に高い効果が見込まれる店舗を選定すること。

イ 量販店は、静岡県内に本社が所在する企業が運営するものであること。

②開催場所・時期の決定

ア 開催場所は①で選定した量販店の店内とし、開催時期は契約締結の日から令和6年3月24日までの間とし、1日以上で開催期間を設けた直売会を2回開催すること。

③出品者の募集

ア 商品を販売する出品者は、山梨県内に住所を有する者とし、出品商品は本県産の農畜水産物及びその加工品とすること。ただし、「やまなしジビエ」認証商品を含むものとする。

イ 量販店と調整し、募集要項を作成すること。

ウ ウェブや紙媒体等を活用し、広く出品者を募集すること。

エ 応募のあった出品者の名称、住所、連絡先、商品名、商品の提供可能数、希望小売価格その他直売会に必要な情報をまとめた一覧表を作成すること。

オ 作成した一覧表を量販店と共有し、直売会に出品する事業者の選定を行うこと。

カ 応募のあった事業者の中から、量販店が要望する商品を販売できる者を、直売会に出品する事業者として、決定すること。

(2) 直売会の運営・開催

ア 直売会出品決定事業者に対し、直売会開催日時、開催場所、直売会当日スケジュール、注意事項その他直売会出品に必要な事項を案内すること。

イ 出品者からの販売物品等を取りまとめ、直売会に搬入すること。ただし、出品者が直接、直売会に搬入することとしても差し支えないものとする。この場合において、出品者に対し搬入期日、搬入時間及び場所その他必要な事項を案内すること。

ウ 直売会での販売スタッフを配置し、販売物品等のPR、レジ精算等を行うこと。ただし、出品者が販売スタッフを配置する場合でも共同して販売物品等のPR、レジ精算等を行うこと。

エ 直売会に必要な什器、販売に要するスタッフ、直売会への搬入手続き、直売会開催に係る事務手続、その他直売会開催に必要な一切の手配をすること。

オ 直売会を開催した量販店のバイヤーに対しては直売会及び商品についての評価や要望、出品者に対しては直売会の評価や要望の調査（アンケート、ヒアリング等）を実施すること。

5 進捗管理

委託契約締結後、速やかに業務に着手することとし、山梨県の求めに応じ、進捗状況の報告を行うこと。

6 実績報告及び履行確認の方法

個別商談会及び山梨県直売会実施当日に、実施場所において山梨県職員による立ち会いにより委託業務の履行状況の確認を行うものとする。また、実績について業務完了報告にまとめ、報告期限までに報告すること。

7 報告期限及び提出場所

(1) 報告期限 令和6年3月31日(日)

(2) 提出場所 山梨県農政部 販売・輸出支援課(県庁本館6階)

8 事業成果の取扱

(1) 事業成果の報告等

委託業務が終了したときは、委託業務の成果を記載した業務完了報告書を山梨県に提出すること。なお、商談会については、商談結果・アンケートの集約等を、山梨県直売会については、販売結果、調査結果の集約・分析等を取りまとめること。また、記載内容等について山梨県と事前に協議すること。

(2) 事業成果の帰属等

- ① 委託業務により受託事業者が制作した著作物の著作権、意匠登録を受ける権利及び商標登録を受ける権利は、山梨県に帰属するものとする。
- ② 受託事業者は、委託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

9 留意事項

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 商談会及び山梨県直売会の実施に必要な経費については委託料に含めるものとする。
- (3) 委託業務の遂行に際しては、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- (4) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行うこと。
- (5) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (6) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (6) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第

三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

- (7) 受託事業者は、県が必要と認めるときは、委託事業により制作した成果物を随時県に提供するものとする。

10 その他事項

(1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。

(2) 仕様書の変更について

受託事業者は、委託業務の目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について県と協議し変更することができるものとする。

(3) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うものとする。

(4) 紛争処理

委託業務に関して紛争が生じた場合には、受託事業者の責任において処理するものとする。